六四　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十六年度、平成二十七年度及び平成二十八年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件　二〇一三　日号外　ページ

六五　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二〇一四

六六　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二〇一四

六七　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき平成三十年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　二〇一四

六八　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件　二〇一五七一

六九　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　二〇一五七一三六

七〇　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件　二〇一五七一四〇

七一　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件　二〇一五七一三二

七二　複数手術に係る費用の特例を定める件　二〇一五七一二六

七三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件　二一二三

七四　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件　二一二三

七五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件　二一二四

七六　平成三十年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率　二一二四

七七　医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　二一二四

七八　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　二一二五九一三三

七九　厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者　二一二五九四三

八〇　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準　二一二五九四三

八一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示　二一二六〇二八

八二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　二一二六〇三二

八三　厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件　二一二六〇一三四

八四　指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件　二一二六〇一三一

八五　厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件　二一二六〇一三三

八六　厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　二一二六〇一四三

八七　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件　二一二六〇一四八

八八　厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件　二一二六〇一四七

八九　厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件　二一二六〇一四九

九〇　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件　二一二六〇一五〇

九一　厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件　二一二六〇一五九

九二　厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等を廃止する件　二一二六〇一六八

九三　厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件　二一二六〇一六八

九四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件　二一二六〇一七〇

九五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　二一二六〇一七〇

九六　児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件　二一二六〇一七一

九七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件　二一二六〇一七二